年　　月　　日

　(あて先)　群馬東部水道企業団　企業長

給水装置所有者変更届

　次のとおり、給水装置の所有者を変更したので、群馬東部水道企業団給水条例第18条第2項の規定に基づき届け出ます。

本届出書の記載事項について、後日利害関係人などから異議の申出があった場合、届出人が全責任をもって処理にあたり、群馬東部水道企業団へ一切の迷惑をかけないことを確約します。

　なお、給水装置の維持管理にあたっては、群馬東部水道企業団給水条例その他法令を遵守し、群馬東部水道企業団の指示に従います。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出人  （新所有者） | 住所 | | | | | |
| フリガナ  氏名 | | | 電話　　　　（　　　　） | |  |
| 水栓所在地 |  | | | | | |
| 水栓番号 |  | 口径 | mm | メーター番号 |  | |
| 変更の理由 | □ 売買　　　□ 相続　　　□ 贈与　　　□その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | | | | |
| 旧所有者 | 住所 | | | | | |
| フリガナ  氏名 | | | 電話　　　　（　　　　） | |  |

※届出人以外が持参する場合は、下記を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 持参人 | 住所 | | |
| フリガナ  氏名 | 電話　　　　（　　　　） |  |

（注）１　原則として、給水装置を土地や家屋と切り離して他人に譲渡することはできません。

２　旧所有者の記名押印が得られないときは、新所有者が取得したことを確認できる書類（登記事項証明書など）を提示してください。

３　水栓所在地が給水台帳と異なるときは、所在地の地番などが確認できる書類（公図など）の提示を求めることがあります。

４　本届出書では、使用者の変更はできません。

５　この届出書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申し出があっても、群馬東部水道企業団はその責任を負いません。

企業団使用欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備考 | 入　力　者 | 受付日 |
|  | 月　　日 |
| 照　合　者 | 受付番号 |
|  | 第　　　　　号 |